南相馬市災害等遺児支援金支給条例（素案）及び
南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則（素案）の概要

１．趣旨

国指定の災害または交通事故により、父母または父母の一方を失った児童を養育する者に対して、遺児支援金を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の推進を図ることを目的に南相馬市災害等遺児支援金支給事業を実施するもの。

２．定義

・交通事故　道路交通法第２条第８項に規定する車両による交通上の人身事故をいう。
・国指定の災害　激甚災害法第２条第１項に規定する政令で指定された災害をいう。

３．受給資格

・遺　児　：国指定の災害または交通事故により、父母または父母の一方と死別した、１８歳の誕生日後の最初の３月３１日までの間にある者であって、市内に住所を有し、養育者と同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く）。
・養育者　：市内に住所を有し、遺児を養育している同一世帯かつ居住している者（市外に居住している者は除く）。

４．支援金額

区分	支給額
０歳～６歳（未就学児）	年額　２００，０００円
７歳～１５歳（小・中学生）	年額　３００，０００円
１６歳～１８歳（学生等）	年額　４００，０００円

備考：年齢は、支給日の属する年の３月３１日における満年齢とする。

５．支給方法

・支援金は３月に支給する。
・毎年１月１日現在において、遺児を養育する申請者（養育者）名義の金融機関口座へ振り込み。
※ただし、支援に差がでないように、１月２日～３月３１日に事由発生した当年度分も該当するものとする。

６．受給資格の喪失

・養子縁組により養父母を得たとき。
・父又は母が婚姻によりひとり親家庭でなくなったとき。
・他の市町村及び特別区から、この条例による支援金と同様の資金の支給を受けたとき。
・その他支援金の支給を受ける者として適当でないと市長が認めたとき。

7.経過措置

新制度に伴い廃止する南相馬市交通遺児激励金支給条例、南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、令和３年度支給分から適用する。

＜南相馬市交通遺児激励金支給条例、南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則廃止の理由＞

昭和４６年施行の「小高町交通遺児激励金支給規則」、「原町市交通遺児激励金支給条例」を合併時に廃止し、平成１８年１月１日から「南相馬市交通遺児激励金支給条例」、「南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則」を施行した。趣旨は交通遺児に対し、交通遺児激励金を支給することにより、交通遺児が健やかに成長し、勉学の励みとなり、あわせてその福祉の向上を図るものであり概要は次のとおり。

１．支給対象者　市内に住所を有する小学校・中学校に在学する交通遺児

２．支給額　　　交通遺児１人につき年額　１５，０００円

３．支給実績（直近４年間）

年度	支給件数（件）	支給額（円）
令和元年	1	１５，０００
平成３０年	0	0
平成２９年	2	３０，０００
平成２８年	2	３０，０００

市では、東日本大震災により親を亡くした遺児・孤児に対し、子どもの自立支援に向けて「南相馬市東日本大震災遺児等支援金」事業により、学業や生活の経済的負担の軽減に努めている。

現行の「南相馬市交通遺児激励金支給条例」、「南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則」は創設から約５０年となるが、遺児の対象は小学生･中学生に限られている。また、遺児１人あたりの支給額は年額１万５千円となっている。子育て支援事業の平準化を図るため、災害や交通事故による震災以外で遺児等になった子どもへの支援について、親を亡くした要因により児童の対象年齢及び支援額に差が出ないように、「南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例」の規定と同様の「南相馬市災害等遺児支援金支給条例」を制定するもの。それに伴い、交通遺児が今回制定される「南相馬市災害等遺児支援金支給条例」、「南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則」に包含されることから、「南相馬市交通遺児激励金支給条例」、「南相馬市交通遺児激励金支給条例施行規則」の廃止に関して所要の手続きを行うもの。

８.条例等（素案）

・南相馬市災害等遺児支援金支給条例（素案）【別添資料】
・南相馬市災害等遺児支援金支給条例施行規則（素案）【別添資料】

９.予算措置

※財源：一般財源

南相馬市における死因別実績　（単位：人）

分類	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度（令和３年１月末）
交通事故死	6	1	5	2
災害死（国指定）	—	—	1	—
計	6	1	6	2

※上記、記載の人数は子育て家庭以外も含む。

＜予算措置（見込）＞
・交通事故死　　１件×３００，０００円＝３００，０００円
　　　　　　　　２件×２００，０００円＝４００，０００円
・災害死（国指定）　０件（ただし、事由発生の際は予備費等で対応する）

◆予算計上額：７００千円（概算）

10. 条例制定の施行年月日

条例は令和３年６月議会に上程、議決後、令和３年４月１日に遡及のうえ施行とする。

11.スケジュール

日程	内容
令和３年２月１０日（水）	企画調整会議
２月１７日（水）	庁議
２月１８日（木）	小高区地域協議会（書面報告）
	鹿島区地域協議会（報告）
２月１９日（金）	原町区地域協議会（報告）
３月１５日（月）〜４月３日（土）	パブリックコメント
４月　日（　）	企画調整会議
４月　日（　）	庁議
５月　日（　）	法規審査会
６月	議会への上程